

第2期 伊那市空家等対策計画（概要）

【第1期空家等対策計画での取り組み】

（1）空家等の実態調査の実施

- 空家等情報のデータベース化
- 所有者等に対して意識調査（アンケート調査）の実施



（2）空家等の適切な管理の促進

- 空き家冊子の作成・配布
- 相談体制の整備
- 空き家の総合相談会の開催
- 特定空家等の認定



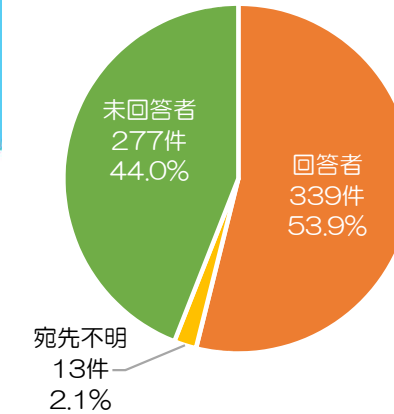
（3）空家等の利活用の促進

- 空き家バンクの運用
- 国庫及び県費補助金等の活用

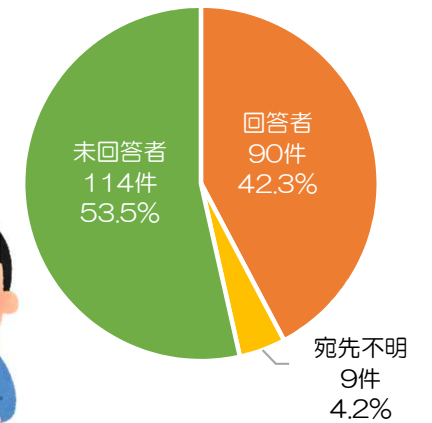


○意識調査（アンケート調査）

利活用可能な空家
(629件)



詳細調査が必要な空家
(213件)

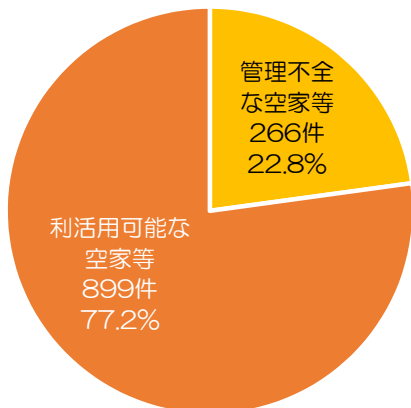


○空き家バンクの利用実績

年度	登録件数	成約件数	利用居住者数
平成29年度	43件	24件	53人
平成30年度	61件	44件	105人
令和元年度	68件	43件	87人
令和2年度	54件	41件	101人
令和3年度	69件	51件	120人

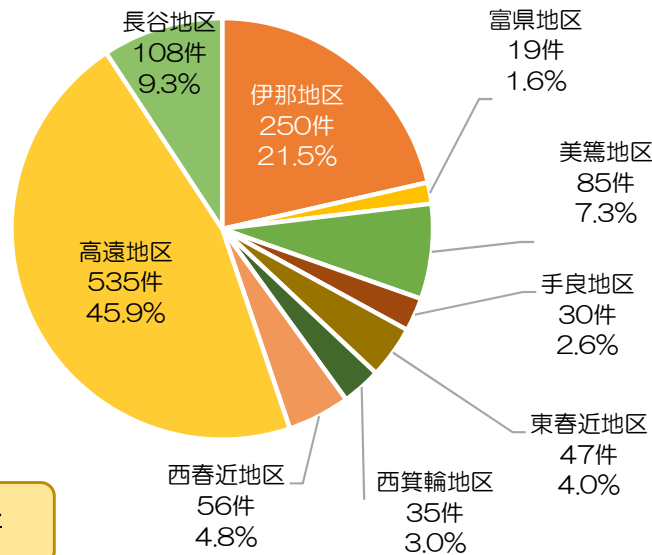
【空家等の実態調査結果】

○空家等の件数



合計：1,165件
※令和3年度末時点

○地区ごとの空家等の件数



【空家等の課題】

（1）所有者等の問題意識に関する課題

- 所有者意識の低下
- 所有者等が高齢となり、自身で管理が十分に行えない

（2）老朽化した空家等に関する課題

- 資金的な問題で、除却が進まない
- 所有者等が不明なケースが多くある

（3）良好な空家等に関する課題

- 家財が置いたままなので、売買・賃貸ができない
- 相談先が分からず困っている人も多くいる



など

第2期 伊那市空家等対策計画（概要）

計画の基本的な方針及び対策への取り組み

【計画の目的】

第1期計画と同様に、本市における空家等対策の推進及び空家等の活用の促進を図ることにより、市民が安全に安心して暮すことのできる生活環境を確保するとともに、地域の振興に寄与することを目的とします。

【対象とする空家等の種類】

- ・一戸建ての住宅
- ・併用住宅
- ・特定空家等

【対象地区】 伊那市全域

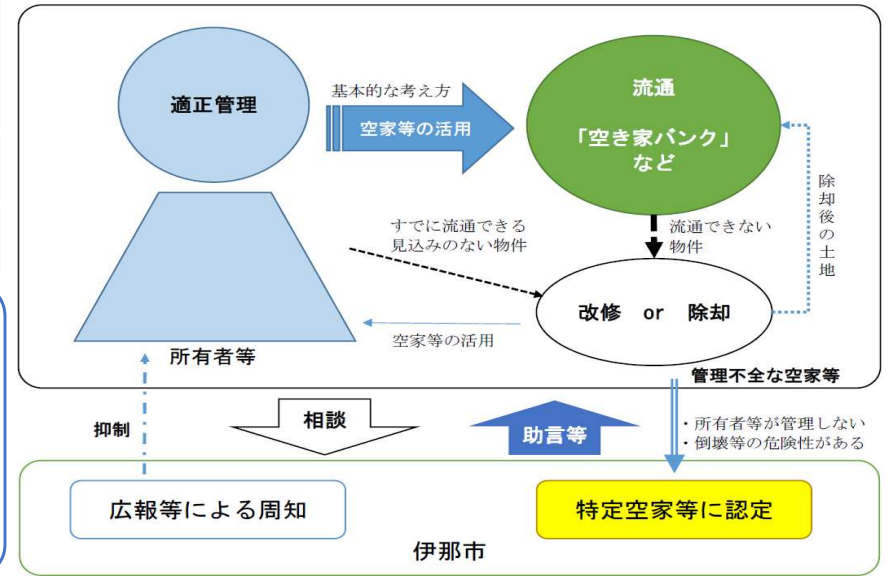
【計画期間】 令和5年度から令和9年度（5年間）

【対策の取り組み】

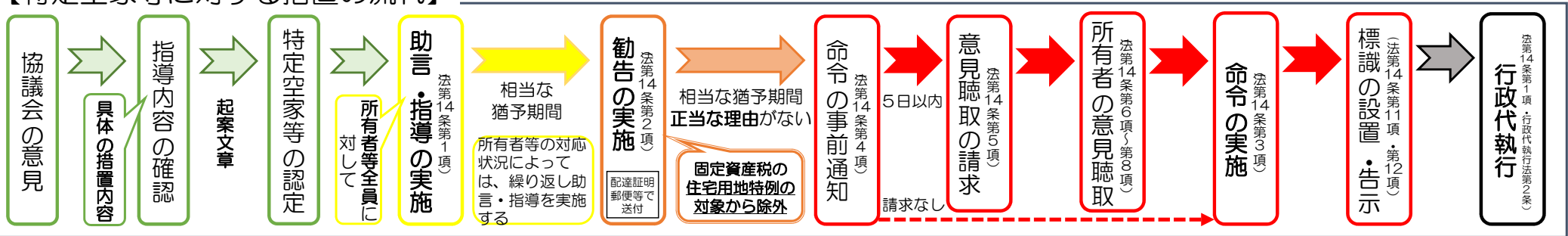
- (1) 空家等の適切な管理の促進
⇒所有者等への意識の醸成、空家等の発生抑制
- (2) 空家等の利活用の促進
⇒利活用についての助言等の実施、空き家バンクの活用及び充実
国庫及び県費補助金の活用促進
- (3) 特定空家等への措置及び対処の推進
- (4) 空家等の実態調査の継続

【基本方針】

- ・所有者等の意識の醸成（適正管理・抑制）
- ・空家等の利活用の促進（流通）
- ・特定空家等への措置（除却）



【特定空家等に対する措置の流れ】



【特定空家等とは】

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

①～④のいずれかに該当し伊那市長が認定した物件が「特定空家等」となり、空家法に基づき措置（助言又は指導、勧告、命令、行政代執行）が行われる

※判断権者は「市町村長」（Q&A自治体のための空家対策ハンドブック【ぎょうせい】）

【実態調査の流れ】

